

令和7年度

延岡市支援対象児童等見守り強化事業

募集要項

延岡市 健康福祉部 おやこ保健福祉課

1. 事業概要

(1) 事業の目的

支援対象とされる児童の家庭を訪問し、児童およびその家庭の状況を把握することで、児童虐待防止に向けて、子育て世帯が孤立しないよう支援することを目的とする。

(2) 事業内容

児童虐待の未然防止・早期発見を目的として見守り活動を行う事業であり、下記のすべてを満たすものとする。

- ・原則として月に1回以上、支援対象児童の家庭を訪問すること。
- ・支援対象児童及びその家庭の生活状況、衛生環境、養育環境等を十分に把握すること。
- ・単に支援物資の提供を行うのみの事業にならないこと。

なお、支援対象児童は、下記のいずれかの状態にあるものを対象とする。

- ① 周囲から孤立している
- ② 食事面に心配がある
- ③ 衛生面に心配がある
- ④ 養育環境または生活面に心配がある

(3) 事業実施期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

(4) 補助対象経費

補助対象経費		補助金の額	補助限度額
活動経費	(1) 見守り活動を行うボランティアスタッフの報酬 (2) 支援物資（弁当・食料品・学習用品・日用品等）の購入費 (3) 見守り活動を行うための交通費（自動車の燃料費等）	補助対象経費の全額	2,000 円に見守り活動回数（支援対象児童1人当たり月5回を上限とする。）を乗じて得た額
事務局費	(1) 事務局スタッフの人件費 (2) 物品購入費（備品等） (3) 消耗品費 (4) 印刷製本費 (5) 通信運搬費 (6) 広告料 (7) 賃借料（リース料等）		300 万円

【補足事項】

- ・活動経費における補助限度額の考え方について
 - 例①) 月に4回支援対象児童の家庭を訪問して支援するとき
2,000 円×4回=8,000 円を補助限度とする
 - 例②) 月に6回支援対象児童の家庭を訪問して支援するとき
補助上限は5回までであるため、
2,000 円×5回=10,000 円を補助限度とする
- ・ボランティアスタッフの報酬、事務局スタッフの人件費については、口座への振込など、明細書等により必要な項目が確認できる経費に限る。その際に発生した手数料等は補助対象としない。
- ・支援物資は、支援対象児童のためのものに限る。
- ・物品購入費は、単価が1万円未満のものに限る。

2. 補助事業への応募

(1) 応募資格

- ① 市内に所在し、市内で見守り活動を行う団体であること。
- ② 構成員の過半数が延岡市民である団体であること。
- ③ 延岡市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団関係者でないこと。
- ④ 市税等の滞納がない団体であること。

(2) 募集期間

令和7年6月30日(月)～令和7年7月18日(金)

※土日祝を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 提出方法

事前に担当課に連絡のうえ、持参により提出すること

(4) 申請に必要な書類

申請に必要な書類は下記のとおりとし、各1部ずつ用意すること。

提出書類
① 事業計画書（様式第1号）
② 収支予算書（様式第2号）
③ 団体の概要や事業内容がわかる資料
④ 暴力団等でないことの誓約書（様式第3号） ※両面印刷により提出すること。
⑤ 市税等の完納証明書 ※法人以外の団体にあつては、その代表者のものとする
⑥ 個人情報保護に関する誓約書（様式第4号）
⑦ 補助金等交付申請書（規則様式第1号）

※①～④、⑥、⑦は、延岡市ホームページより様式をダウンロードすること。

(5) 申請後の審査について

提出書類が揃い次第、随時審査する。

(6) 交付決定団体確定後の公表

交付決定団体については、8月下旬を目途に延岡市公式ホームページに掲載する。なお、交付決定の理由、交付決定に対する問い合わせには応じない。

3. 交付決定について

補助金の交付については、予算の範囲内で決定するものとする。

なお、交付の決定については、補助金等交付決定通知書（規則様式第2号）により通知するものとする。また、審査の結果、補助金を交付しないと決定した場合は、理由を付して、補助金等不交付決定通知書（規則様式第3号）により通知するものとする。

【交付決定後の提出書類】

補助金等交付決定通知書の受理後は、すみやかに下記について提出すること。

提出書類
① 支援対象児童一覧表（様式第5号）
② 支援対象児童基本情報シート（様式第6号）

※①、②ともに延岡市ホームページより様式をダウンロードすること。

4. 交付決定の事業実施について

(1) 毎月の報告

交付決定を受けた団体（以下、「補助団体」とする。）は、補助事業の実施状況について、状況報告書（様式第7号）を毎月作成し、翌月20日までに提出すること。なお、提出方法については紙面に限る。

(2) 緊急報告

補助団体は、事業の実施において、児童虐待を受けたと思われる支援対象児童を発見したときその他支援対象児童及びその家庭に対する早急な支援が必要と思われるときは、速やかに市へ報告しなければならない。

5. 事業完了後の実績報告について

補助団体は、事業完了後 20 日以内、または補助金の交付決定を受けた年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、下記のとおり書類を提出すること。

提出書類
① 補助事業実績報告書（規則様式第 5 号）
② 収支計算書
③ 補助事業に係る領収書など支出を証する書類

【注意事項】

※①、②については、延岡市公式ホームページより様式をダウンロードすること。

※③について、購入に係るものはレシート等の品目、数量、単価がわかるものに限る。不明なものは補助対象として認めない。

6. 担当部署

延岡市 健康福祉部 おやこ保健福祉課 家庭福祉係（市役所本庁舎 2 階）

所在地：延岡市東本小路 2 番地 1

電 話：0982-20-7202（直通）

メール：oyako@city.nobeoka.miyazaki.jp